業　務　委　託　契　約　書

出張メンズエステ店である　　　　　　　（以下、「甲」という。）の業務委託者である

源氏名　　　　こと　　　　　　（以下、「乙」という。）は以下の事項につき、誓約いたします。

1. 乙は、甲の業務を行うに際して、風営法、売春防止法「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、その他関係法令及び一般法令を尊寿する。
2. 甲は乙に対し、個人事業主として業務を委託する。甲の行う施術、その他不随する一切の業務。
3. 乙は業務委託中に、いかなる理由があろうとも一切、性風俗関連特殊営業に該当するような行為及びこれを疑われるような行為をしないことを誓約する。具体的には顧客の性器への接触をせず、その周辺部、胸部、臀部、への接触には細心の注意をして必要な範囲を超えて接触をしないことを誓約する。（射精補助、抜き含む）

４.　業務委託料は各コースの ％,指名料. 円とする。　但し、景気の好不況により著しい収入の変動がある場合には双方紳士的に話し合いをして解決する。　　　　

５. 本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

６.　各店での注意事項、覚え書等の諸ルールに従うものとする。

7.　各受託者が個人事業主であるためサロンでの怪我事故等は自己責任とする。セラピスト保険推奨

8.　乙の業務に関して知り得た秘密事項、お客様の個人情報の第三者への開示の禁止。

9.　甲の承諾なしにお客様から金品を受領する事の禁止、横領をしないことを誓約する。

10. スタッフ及びセラピスト、お客様との連絡先等の個人情報の交換その他私的な関係を持たないことを誓約する。

11. 乙は甲の他のスタッフに対して引き抜き行為をせず、また、引き抜き行為を受けないことを誓約する。

12.　お客様からクレーム等がなされそれが合理的と判断された場合、乙が本件業務委託契約の役務提供者として甲が不適切と判断した場合は即委託解除とする。

13.　乙が本契約期間中に相談、連絡なしに無断で辞めると甲は乙に対しこれにより生じた損害を請求することが出来る。

15. 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

16. 甲及び乙は、本契約の成立を証するため本契約書２通を作成し、相互に保管するものとする。

令和　　　年　　月　　日

受託者（乙）　源氏名　　　　　　名前　　　　　　　　　　　　㊞　　　　委託者（甲）

住所